

令和8年度 生活指導の方針と体罰防止への取組

八王子市立第十小学校

1 生活指導のねらい

生活指導は、児童一人一人の人間性を重視し、子どものもつ可能性を最大限に発揮させていこうとする教育的ねらいの下で行なわれる。

現代の複雑な社会情勢の中で、自分を見失うことなく自ら判断し、困難を克服する実践力や社会性を育成するものであり、全ての教育活動の中で行なわれる。

2 生活指導の重点

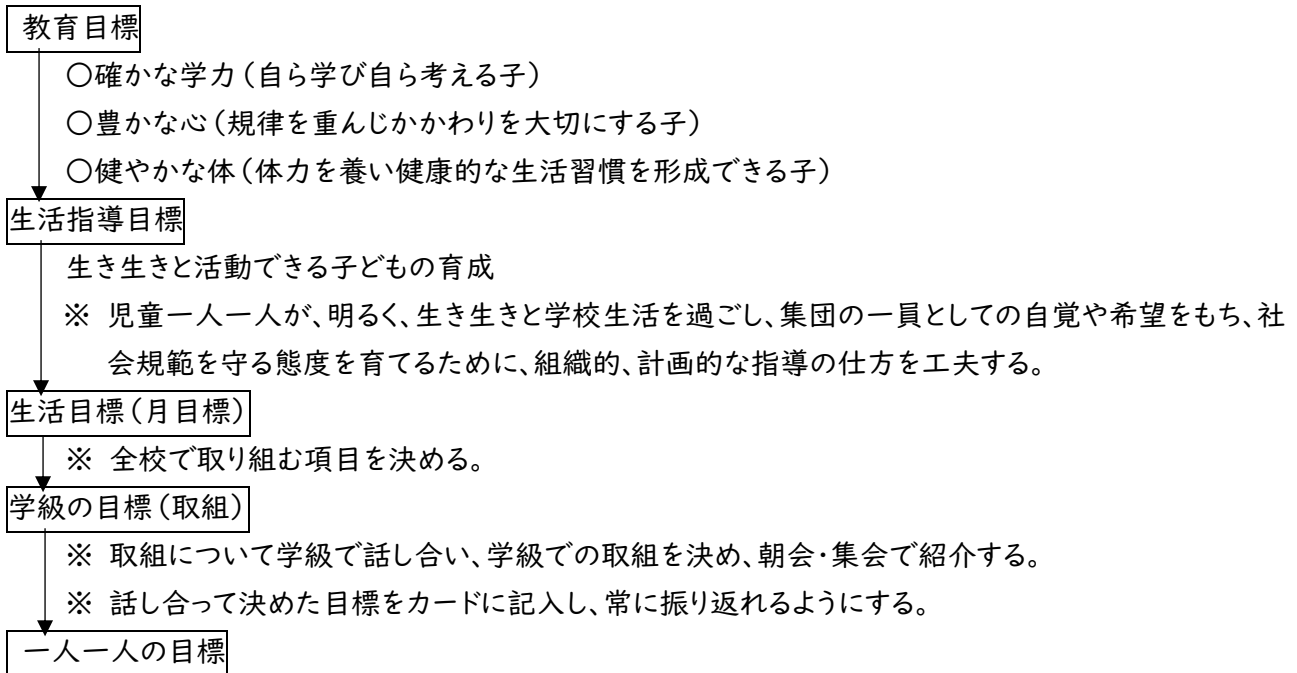
- (1) 児童理解に努め、人権の尊重や思いやりの心を大切にし、いじめのない望ましい人間関係をつくらせる。また一人一人の個性に応じた指導の徹底を図る。
- (2) 基本的な生活習慣を確立させ規範意識を考えさせ、正しい判断力を養い、集団生活に必要な基本的行動様式を身に付けさせる。
- (3) 家庭、地域社会、関係諸機関と連携を図り児童の健全な育成に努める。
- (4) 心身の発育、発達と健康、性や薬物に関する知識を身に付け、望ましい人間関係を築く態度を養う。
- (5) 防災・安全指導の徹底を図り、事故防止に努める。

3 生活指導への基本的な取組(方針)

- (1) 自分で考え、すすんで実践していく能力を育てる指導と、基本的行動様式を身に付けさせる指導の両面を配慮しながら取り組む。特に、近年、社会情勢、家庭生活の変化により、基本的行動様式の乱れが見られるので粘り強く繰り返し指導にあたる。
- (2) 児童理解、問題行動の早期発見等、指導の徹底を図るため、生活指導部のみではなく、毎週の生活指導夕会にて全教職員で情報交換を行い、共通理解を図る。
- (3) 月目標の達成のために各学級の取組を効果的に進める。また、反省を次の月に活かすようにお互いに情報を交換し、指導の工夫を図る。
- (4) 児童の問題行動の防止、学校の生活指導の徹底を図るために、家庭や地域社会の連携を密にする。

生活安全、交通安全、災害に対する安全など防災について、情報を正しく判断し安全のための行動に結び付けることができる実践力を身に付けさせる。セーフティ教室を実施し安全指導の充実を図る。

4 生活指導の構造図



いじめ問題に対する基本方針

1本方針は、児童の直面する問題がいじめに該当するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応を指針とする。

2本方針に基づく対応に当たっては、いじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こり得るという社会の実情を踏まえ、前条の理念に基づき、児童が将来、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、また、いじめ被害に遭った場合には、適切に支援を求めることができるような力をつけるための教育を第一に考えることとする。

(八王子市立第十小学校いじめ防止基本方針 第3条より)

八王子市が平成29年4月1日から施行した「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、いじめの未然防止及び早期発見、いじめられた児童の支援等、迅速かつ適切ないじめへの対応を行う。校内指導体制については、校長のリーダーシップの下、生活指導部が中心となって行う。また、いじめの状況や対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図っていく。

<主な取組>

(1) 未然防止のために

- ①自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにする。
- ②コミュニケーション能力を高める特別活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③道徳の時間を中心に、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養っていく。
- ④児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑤家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ⑥いじめ防止等の対策の取組状況を把握するために、取組状況チェックリストを作成して、全教職員で現状を共有する。
- ⑦年度の開始時に、保護者、地域、関係機関等へいじめ防止基本方針の内容を周知する。

(2) 早期発見のための措置

- ①生活ノート、子ども見守りシート、休み時間や昼休み、放課後の児童の観察を通して、気になる様子に目を配る。
- ②複数の教員の目による発見
- ③アンケート調査(ふれあい月間など年3回程度)
- ④教育相談を通しての把握
- ⑤教員研修の実施(各学期) 毎学期の服務研修会や職員会議の場で VTR などを活用した研修を行い、いじめを見逃さない人権感覚を養っていく。

(3) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめをはじめとする健全育成方針上の問題について、「学校いじめ対策委員会」を設置し、毎週定期的に児童の情報を共有し組織的に対応する。また、いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。

(必要に応じて臨時にも行うとともに、学校全体で共有する緊急案件は、いじめ対策拡大委員会を開催する)

【構成メンバー】

学校いじめ対策委員長・校長・副校長・生活指導主任・養護教諭(保健主任)・学年主任
スクールカウンセラー・教育相談担当教諭・特別支援コーディネーター
+ 対応が必要な学年学級の担任

(4) いじめが発生した場合の対応

- 管理職の指示の下、いじめ対策委員会を中心にして、組織的に対応する。
- いじめの事実確認を丁寧に行う。当事者のみならず周囲の子どもからも詳しく情報を得て、事実確認を行う。事実確認に対しては、複数の教職員で対応する。
- いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。常時、教職員の目が届く体制を整備する。
- いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。保護者へは、複数の教職員で対応し、把握できた事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

(5) 重大事態への対処

- 市教育委員会と連携し、調査を行う。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- 教育委員会や警察、関係諸機関と、解決に向けて連携して対応する。
- 外部との連絡窓口を副校長に一本化し、誤った情報が独り歩きをしないように配慮する。

6 体罰防止への取組

(1) 体罰根絶のための教職員研修の実施

- ・教職員一人一人が人権感覚を磨き、サービス事故防止研修を毎学期末または学期始めに実施し、体罰防止について理解を深める。
- ・アンガーマネジメントの方法について全教職員で学ぶ。
- ・自己申告の面接時の他、夏季休業日中に全員が管理職との面接を行う。

(2) 体罰をチェックする機能の強化

- ・体罰防止チェックシートの活用と管理職による指導
- ・児童アンケートによる問題の把握

(3) 体罰のない教育活動の推進

- ・日頃より、全児童を全教職員で温かく見守り、児童一人一人の声や思いをしっかりと受け止める。
- ・教職員が個別に対応せず、組織的に対応する。
- ・スクールカウンセラーや子ども家庭支援センター、児童相談所、学童保育所等と常に連携を取り、多面的な視点から指導の状況把握に努める。
- ・学校がすべきこと、保護者がすべきこと、地域に協力いただくこと、関係機関がすべきこと等について、PTAや学校運営協議会委員ともよく話し合っ、改善に努めていく。

東京都では、児童生徒への指導の中で不適切な指導（暴言等）や体罰が行われることのないように、各校でしっかりと教員の研修をするよう義務付けています。八王子市としても力を入れており、本校でも毎学期のサービス事故防止研修の中でアンガーマネジメントなどについての講義などの他、全員が校長との面接を行っています。

また、毎月末に教職員一人一人が自己の行動を振り返り、体罰防止チェックシートに記入して管理職に書面にて報告しています。

校内の様々な場面で、子どもが感情的になったり、友達とトラブルになってしまったりすることはよくありますが、命にかかわることへの制止以外では、教員もやたらに大声を出すことのないようにしていきたいと思えます。また、何がいけないのかが子どもに伝わるように、指導を改善していきます。

そして、人によって態度を変えたり、教師の指示に従うことができなかつたりする児童については、体罰などではなく複数で対応することや、保護者の方を交えて話し合いの場をもつなど、継続的に指導に取り組んでいきたいと考えます。

（保護者に向けたメッセージ例）